相生市地域福祉計画（案）に対する意見募集について

　相生市では、地域での助けあいや支えあいといった、地域全体の福祉ネットワークの構築に向け、相生市地域福祉計画（案）の策定を進めています。このたび、計画の素案がまとまりましたので、相生市民意見提出制度（パブリック・コメント制度）の実施に関する要綱に基づき、この案に対する市民の皆さんのご意見を募集します。

　お寄せいただいたご意見は、それに対する相生市の考え方とともにその概要を公表いたします。また、ご意見に基づき計画を修正したときは、修正内容と理由を併せて公表いたします。

計画策定の趣旨

　近年、少子高齢化の進展、家庭機能の低下、地域のつながりの希薄化等、家庭や地域社会の状況が大きく変化する中、市民一人ひとりを大切に思い、人と人とのつながりを大事にし、地域の持てる力を強め活かしながら、ともに助けあい支えあう地域づくりをめざすとともに、市民・福祉団体・行政等が協働し「地域ぐるみの福祉」の推進を図ることを目的として地域福祉計画を策定するものです。

計画の概要

1．計画の位置付け

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に関する下記の事項を一体的に定める計画です。

①　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

②　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

③　地域福祉に関する活動への市民の参加の促進に関する事項

２．計画の期間

平成25年度から平成29年度を目標年度とする５か年計画とします。なお、社会情勢の変化や、関連諸計画との整合性を図りつつ、必要に応じて計画の見直しを行います。

３．計画の基本理念

「助けあい、支えあい　絆をつなぐ　あいのまち」

４．基本目標

①　そだてる　～地域を担う人づくりや活動の活性化～

②　つなぐ　～ネットワークや相談体制の充実～

③　まもる　～安心・安全なまちづくりの推進～

意見の提出期間

平成２５年　１月　４日（金）～平成２５年　１月２５日（金）

意見を提出できる方

（１）相生市に住所がある方

（２）相生市に事務所又は事業所がある方

（３）相生市内の事務所又は事業所に勤務する方

（４）相生市内の学校に在学する方

（５）相生市に納税義務がある方

（６）この基本計画（案）に利害関係がある方

意見の提出方法

必ず住所、氏名を明記のうえ、郵便（提出期限必着）、ファックス、電子メールのいずれかの方法で提出ください。（様式は自由）

氏名及び住所の記載のない場合は受付をいたしませんので、必ず氏名及び住所を忘れずに明記してください。

①郵便 〒678－0031　相生市旭一丁目6番28号

相生市健康福祉部社会福祉課

②ファクシミリ　　0791－23－4596

③電子メール　engofukushi@city.aioi.hyogo.jp

計画（案）の閲覧方法

地域福祉計画（案）の詳細は、市ホームページ、市役所１号館２階公文書公開コーナー又は社会福祉課でご覧いただけます。

その他

公開は、ご意見の内容のみ行い、ご意見をいただいた方の氏名等を公表することはあ

りません。また、お寄せいただいたご意見に対し直接には回答いたしませんのでご了承ください。

お問い合わせ

〒678-0031　相生市旭一丁目6番28号

相生市健康福祉部社会福祉課援護福祉係

電話　（０７９１）２２－７１６６